

郵政民営化委員会（第78回）議事要旨

日時：平成24年7月11日（水）15：30～：17：00

場所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室
（委員5名出席）

1. 概要

①政省令改正に対する郵政民営化委員会の意見について

- ・「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う郵政民営化法第107条第1号の規定に基づく政令案」について、内閣官房郵政民営化推進室において実施したパブリックコメントの結果の報告を受けた。（資料1）
- ・「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく省令案」について、総務省において実施したパブリックコメントの結果の報告を受けた。（資料2、日本郵便株式会社施行規則案[郵便局の設置基準等]関係に対して寄せられた意見と考え方）
- ・上記2件の政省令改正について、当該政省令案のとおり改正することが適当との意見書を平成24年7月11日付で総務大臣及び金融庁長官宛てに提出することとなった。

②「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見（平成18年12月20日郵政民営化委員会決定）」（以下「所見」という。）の見直しについて

- ・所見の見直しのため、総務省よりヒアリング（資料3）
- ・所見の見直しのため、金融庁よりヒアリング（資料4）
- ・所見の見直しのため、日本郵政株式会社よりヒアリング（資料5）

2. 委員会での意見等

○政令改正について

（清原委員）住民からの税金をお預かりして予算を執行している自治体の立場からは、金融機関がない区域においてゆうちょ銀行を指定金融機関に指定できる今回の政令は大変重要である。パブリックコメントについては、地銀協などからの特段の反対もなく、全銀協からも意見が寄せられなかったことから、銀行業界には異論がないと理解。当該政令の制定は妥当と考える。

○省令改正について

特になし

○所見の見直しについて

【関係者からのヒアリングに対する質問】

- ・（西室委員長）銀行と保険会社の監督上の主な着眼点について説明があったが、これはゆうちょ銀行・かんぽ生命と、一般の銀行・保険会社とで相違はあるのか。
（→（金融庁）監督上の着眼点は全く同じである。）
- ・（米澤委員）民営化後グループ全体の利益が下がったのは、納税義務や預金保険料が新たに課されるようになったためということか。
（→（日本郵政）納税義務や預金保険料が民営化後に新たに課されるようになった点と、

収益面でのダウントレンドの点の両側面がある。)

- ・(清原委員) ひまわりサービス及び地方公共団体受託業務といった郵便ネットワークの活用事業にはそれを実現できるための基盤となる収益性の側面が重要であると考えますが、このような取組を支えるためにグループ間での事業イメージはあるか。
(→(郵便局会社) 郵便局ネットワークを維持しながらユニバーサルサービスを提供していくことの重要性については認識。局単位ではなく部会単位で人員配置の管理を行うようにする等の工夫により、更に利便性の高い郵便局を目指している。)
- ・(西室委員長) 日本郵政が行っている病院やかんぼの宿の事業の赤字について説明願いたい。
(→(日本郵政) 病院事業の赤字については課題となっているが、かんぼの宿については4年前と比べて赤字が半減した。
復興財源に充てるために株式をできるだけ早期にいい値段で売却していただけるようにするのがわれわれの仕事。それには持ち株会社の企業価値を高めることが重要であると考えている。そのために郵便分野においては生産性・効率性の向上が重要であり、貯金・保険分野では更に商品自体も重要であるので新商品については早く認めていただきたいと考えている。)
- ・(老川委員) ひまわりサービスについては拡充していくべき取り組みに思えるので、費用対効果等現状についてどこかのタイミングで教えてほしい。

3. その他

今回合会において、委員の質疑時間がなかったため、後日質問事項等の集約を行い、関係者に回答をお願いしたい。

次回合会は8月6日月曜日15時30分からを予定している。

所見の見直しについて本日は議論する時間がなかった。後日いただく意見を踏まえ、委員長から案を示したい。次回はその案を中心に議論することを予定している。

また、今後パブリックコメントや関係者からのヒアリングも考える必要があると思っており、そのようなスケジュールについて、別途相談していきたい。